

御意見の概要	御意見に対する考え方
法人や弁護士、税理士等の代理人が交付請求を行う場合は、添付書類が真正なものか判断するためにも、引き続き記名押印は必要ではないか。	本改正により押印を不要とした場合においても、代理人が証明書の交付請求を行う場合は、当該代理人について身分証の提示等により本人確認を行うほか、疑義がある場合等には、必要に応じて更なる本人確認を行うこととしています。
押印又は署名には犯罪抑止の効果があるため、適切な代替策のない押印又は署名の廃止は反対である。	本改正により押印を不要とした場合においても、証明書の交付を請求する者又はその代理人について身分証の提示等により本人確認を行うほか、疑義がある場合等には、必要に応じて更なる本人確認を行うこととしています。